

通信・放送の総合的な法体系の在り方

<平成20年諮問第14号>

答 申 (案)

概 要

平成21年7月6日

情報通信審議会

情報通信政策部会

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会

■ 平成20年2月15日、情報通信審議会に、「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について諮問

(答申を希望する事項:通信・放送の総合的な法体系に関し、通信・放送の融合・連携に対応した具体的な制度の在り方)

(答申を希望する時期:平成21年12月頃)

審議状況

情報通信政策部会に右の委員会を設置して審議中。

- 第1回 平成20年2月25日
通信・放送の融合・連携の現状等について
- 第2回 平成20年3月13日
通信・放送の融合・連携に関する経団連ヒアリング等
- 第3回 平成20年4月15日
新たな法体系に関する論点等について
- 第4回 平成20年5月13日
新たな法体系に関する論点等について
- 第5回 平成20年6月9日
中間論点整理（案）について
「中間論点整理」について意見招請を実施（約1か月）
- 第6回 平成20年8月1日
意見募集の結果等について
- 第7回 平成20年9月5日
「検討アジェンダ（案）」について
- 第8回 平成20年9月26日
伝送設備規律に関する関係事業者等からのヒアリング
- 第9回 平成20年10月2日
伝送サービス規律及びコンテンツ規律に関する
関係事業者等からのヒアリング
- 第10回 平成20年11月25日
コンテンツ規律及び法体系全般に関する関係事業者等
からのヒアリング
- 第11回 平成20年12月19日
ヒアリング総括、「検討アジェンダ（案）」の修正について
- 第12回 平成21年1月30日
伝送設備規律について
- 第13回 平成21年2月27日
伝送サービス規律等について
- 第14回 平成21年4月2日
コンテンツ規律等について
- 第15回 平成21年4月21日
伝送設備規律、伝送サービス規律等の見直しの方向性について
- 第16回 平成21年5月12日
コンテンツ規律等の見直しの方向性について
- 第17回 平成21年6月1日
取りまとめの方向性（案）について
- 第18回 平成21年6月9日
取りまとめの方向性（案）に関する関係者からのヒアリング
- 第19回 平成21年6月15日
答申（案）について
「答申（案）」について意見招請を実施（6月20日～7月21日）

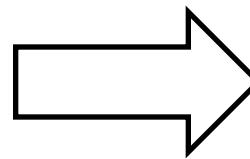
「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」構成員

主査	長谷部 恭男	東京大学法学部教授
主査代理	村井 純	慶應義塾大学環境情報学部教授
委員	伊東 晋	東京理科大学理工学部教授
委員	清原 慶子	三鷹市長
委員	新美 育文	明治大学法学部教授
委員	村上 輝康	(株)野村総合研究所シニア・フェロー
臨時委員	根岸 哲	甲南大学法科大学院教授
専門委員	安藤 真	東京工業大学大学院理工学研究科教授
専門委員	大谷 和子	(株)日本総合研究所法務部長
専門委員	岡田 仁志	国立情報学研究所准教授
専門委員	木村 忠正	東京大学大学院総合文化研究科准教授
専門委員	國領 二郎	慶應義塾大学総合政策学部教授
専門委員	菅谷 実	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授
専門委員	多賀谷 一照	千葉大学法経学部教授
専門委員	長田 三紀	NPO法人東京都地域婦人団体連盟事務局次長
専門委員	中村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
専門委員	濱田 純一	東京大学総長
専門委員	藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク副代表
専門委員	舟田 正之	立教大学法学部教授
専門委員	山本 隆司	東京大学法学部教授

通信・放送の新たな法体系の方向性

<現行の法体系>

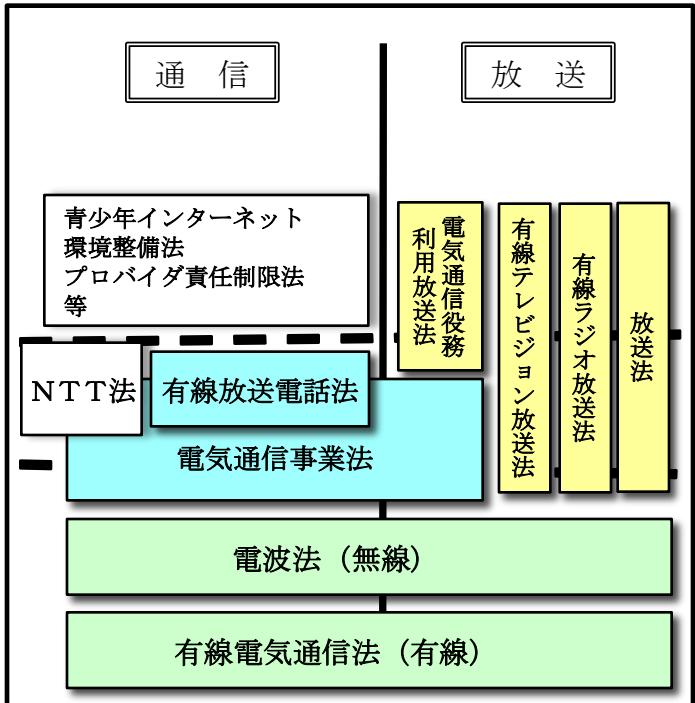
- 放送関連で4本、通信事業関連で3本の法律、伝送設備関連で2本の法律がある。
- 通信業務用の無線局は放送用に使えず、放送用の無線局は通信業務用に使えない。
- 有線放送電話について、他の通信サービスと異なる参入規制、技術基準等を適用している。
- 放送中止事故が発生しているにもかかわらず、これに対応する規律がない。
- 放送の中でも、「施設の設置（ハード）」と「放送の業務（ソフト）」を一事業者で行うこととされている放送と、複数事業者で分担して行うこととされている放送がある。
→ 放送事業者からすれば、経営の選択肢がない。



<新たな法体系>

- デジタル化、ブロードバンド化の達成される2010年代を展望し、通信・放送の融合・連携型の新たなサービスを可能とするため、次の考え方により、法体系を全般的に見直し。
- ① 制度の集約・大括り化
- ② 情報の自由な流通の促進
- ③ 経営の選択肢を拡大する制度の整備
- ④ 情報通信の安全性・信頼性の確保
- ⑤ 利用者・受信者の利益の保護

現行の法体系



<デジタル化、ブロードバンド化の進展>

- 通信と放送の境界を超えたサービスの出現
- > CATV電話、CATVインターネット
 - > インターネットテレビ(IPTV等)
 - > 移動受信用地上放送

新たな法体系のイメージ



1. 電波利用の柔軟化

① 電波利用の柔軟化

通信及び放送の双方の目的に利用可能な無線局の免許制度を整備するとともに、免許を受けた後に、許可を受けて目的を変更することを可能とする制度を整備することが適当。その際、電気通信事業や放送の公共的役割を踏まえて制度を設計することが必要。

② ホワイトスペースの活用

「ホワイトスペース」を活用するため、関係者による検討の場を立ち上げ、具体的なニーズ、利用形態、共用する技術的条件に関する技術的検証を行い、その活用可能性を踏まえ、技術基準の策定等の制度整備を行うことが適当。

※ ホワイトスペースとは、放送用などある目的のために割り当てられているが、時間的・地理的・技術的な条件によって他の目的にも利用可能な周波数。

2. 民間の創意工夫を生かした新技術導入の促進

技術基準策定の提案制度や技術基準策定等に関する計画の作成・公表制度の整備、技術基準策定のプロセスの柔軟化、技術基準適合証明制度の見直しを行うことが適当。

3. 迅速な新サービス・新製品の導入の促進

免許不要局について、空中線電力の上限が法律上 10 ミリワットとなっていることを見直し、免許不要局の範囲を拡大することや、携帯電話の基地局等について、例えば包括的に免許を受けることを可能とする等手続を簡素化するなど無線局に係る手續を見直すことが適当。

4. 電波を安心して利用できる環境の整備

工事設計について認証を受けた製造業者等が、自ら製造・販売した当該工事設計に基づく無線設備で技術基準に適合していないものを認知した場合の報告制度や、免許を受けた無線局の無線設備が技術基準に違反した場合の技術基準適合命令制度を導入することが適当。

5. その他

上記のほか、無線局に係る外資規制の適用除外の拡大を図る等電波制度について所要の見直しを行うことが適当。

伝送サービス

1. 伝送サービス規律の再編

伝送サービスの領域については、現行の「電気通信事業法」を核として、制度の大括り化を図ることが適當。なお、外形的に伝送サービスに該当するものについては、以下のとおり整理することが適當。

① 受託放送役務

受託放送役務は、「認定」を受けた特定の放送事業者のみに対して役務を提供するものであるため、一般の伝送サービス規律（現行の法体系では電気通信事業法）のすべての規定を適用することは不適當であり、個々の規律ごとに適用の是非を判断することが適當。

② 有線テレビジョン放送施設者に対する施設の使用の承諾義務（いわゆるチャンネルリースの義務）

チャンネルリースの義務付けは廃止し、電気通信事業法を適用することが適當。

③ 有線放送電話

有線放送電話について、特別な規律を継続する意義が失われてきていることから、「有線放送電話に関する法律」を廃止し、一般の伝送サービス規律を適用することが適當。

2. 有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し

有線テレビジョン放送施設のすべてが、有線テレビジョン放送のサービス基盤として地域的独占の傾向に陥りやすいとは言えないことから、有線テレビジョン放送事業者の負担の軽減や柔軟な事業運営を促進する観点から、施設設置に係る許可制を廃止する等規律の合理化を図ることが適當。

3. 放送・有線放送に係る安全・信頼性の確保

近年の放送中止事故の実情を踏まえ、放送を受信している消費者の利益を保護するため、放送・有線放送について、重大事故の報告義務、設備の維持義務等の規定を整備することが適當。

4. 放送・有線放送の施設設置の円滑化

道路占用許可の義務化や、他人の土地等の使用に係る協議認可制度を導入すること等の是非について、関係省庁と調整したうえで検討することが適當。

1. コンテンツ規律の基本的な考え方

従来の「放送」に止め、その概念・名称を維持することとし、現行の「放送法」を核として、放送関連4法の制度の大括り化を図ることが適当。

2. 一定の放送を確保するための枠組み

一定の放送を確保するための枠組み（基本計画）を設けることとし、地上放送、特別衛星放送は当該基本計画の対象とすることが適当。また、基本計画の内容については、必要に応じて柔軟化を進めることが適当。

3. 経営の選択肢の拡大

すべての放送において、放送施設の設置と放送の業務の両方を一の事業者が行うか、複数事業者で分担して行うかについて、事業者が選択して申請できる制度を整備することが適当。その際、地上放送について、放送施設の整備等のインセンティブが損なわれるなどを防ぐ観点から、放送施設の設置者（あるいはそれと一定の関係を有する者）が放送の業務を行うことを希望する場合には、他者への放送施設の提供よりも、その希望が優先されるよう、放送施設の設置者と放送の業務を行う者との関係に配慮した措置を講ずることが必要。

※現在は、制度上、放送の種別毎に一致又は分離が規定されており、放送事業者に選択肢はない。

4. 番組の種別分類に関する公表

放送事業者に対し、その放送番組ごとに、番組の種別と種別ごとの放送時間及びその分類に関する基本的な考え方の公表を求める制度を整備することとし、その際、いわゆるショッピング番組についても、当該制度において必要な対応を図ることが適当。

5. 表現の自由享有基準

具体的な要望等に基づき、必要に応じて、見直しを行うことが適当。

6. オープンメディアコンテンツ（公然性を有する情報通信コンテンツ）

違法又は有害な情報対策については、本年4月から施行された「青少年インターネット環境整備法」に基づく取組を進めることとし、その結果を踏まえることが適当。

※「青少年インターネット環境整備法」は、その附則で、「施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。5

1. プラットフォーム規律の位置づけ

既存のプラットフォーム規律である有料放送管理事業に係る規律の位置づけについては、コンテンツ規律の中に位置づけることが適當。

2. 紛争処理機能の拡大

電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能について、例えば、コンテンツ事業者と電気通信事業者間の紛争や再送信同意に係る放送事業者と有線放送事業者間の紛争等へと対象を拡大することが適當。

3. 利用者利益の確保・向上のための規律

- 利用者保護・受信者保護等の観点から有料サービス契約に係る規律の整合化を図ることが適當。具体的には、有料放送について、利用者への提供条件の説明義務、苦情処理義務及び事業の休廃止に係る事前告知義務に係る規律を整備することが適當。
- 通信・放送の分野におけるより有効な利用者保護の方策について、迅速かつ柔軟な事業展開の促進を過度に阻害しないように配意しつつ、別途検討することが適當。

4. 特定の法人の位置づけ

① 日本電信電話株式会社（NTT）の扱い

今般の法体系の大括り化の対象とはしないことが適當。

② 日本放送協会（NHK）の扱い

- 特殊法人たるNHKの位置づけは新たな法体系の下でも変わるものではないことから、地上放送について放送施設の設置と放送の業務をそれぞれ別々の行政手続とするに際し、NHKは現状どおり両方を行うこととし、両方の手続を行う必要があるとすることが適當。
- NHKは法定された放送の業務を行うために設立された特殊法人であることから、放送をする無線局の他用途利用については、慎重な検討が必要。
- NHKに係る規定はコンテンツ規律の中に集約・大括り化することが適當。

5. 既存事業者の位置づけ

既存事業者に対し不利益を引き起こすことのないよう、承継規定を整備することが適當。